

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	B-1
許認可等の種類	保有個人情報開示請求に対する決定			
根拠法令条例等・条項	個人情報の保護に関する法律第82条			
許認可等の概要	保有個人情報開示請求に対する開示、一部開示、不開示、開示請求拒否の決定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が尽くされているため)</p> <p>【参考】個人情報の保護に関する法律第78条及び第81条</p> <p>第78条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (各号・・①本人の利益を害するおそれがある情報、②請求者以外の個人に関する情報、③法人等に関する情報、④犯罪の予防等に関する情報、⑤審議等に関する情報、⑥事務支障に関する情報)</p> <p>第81条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求日から14日以内			
期間の制定根拠	個人情報の保護に関する法律施行条例第4条			